居宅介護支援事業所における高齢者虐待の防止のための指針

指定居宅介護支援事業所　九十九荘

1. 高齢者虐待防止における基本的な考え方

指定居宅介護支援事業所　九十九荘(以下「事業所」)は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

【虐待の定義】

ⅰ　身体的虐待:高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

ⅱ　介護・世話の放棄・放任:高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

ⅲ　心理的虐待:高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ⅳ　性的虐待:高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ⅴ　経済的虐待:高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 高齢者虐待防止のための体制整備

(1)　高齢者虐待防止に向けた委員会の設置

高齢者虐待防止に向けて「高齢者虐待防止委員会」を設置し、その結果について全職員に周知徹底を図る。

①設置目的

・事業所は、虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的として高齢者虐待防止検討委員会(以下「委員会」)を設置する。

なお、委員会の運営責任者は施設長とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者」(以下「担当者」)となる。

・高齢者虐待に関する職員への指導

②委員会の構成員

≪鈴木施設長・菅澤課長(生活相談員)・戸井(第1特養)・関口(第2特養)・中川(医務)・由利(デイサービス)・平野(包括)・伊藤(居宅)≫

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他の職種の職員を参加することが出来ることとする。

・委員会は、必要な際に担当者が招集することとする。

（2）委員会の議題、協議することについて

①虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること

②虐待防止の為の指針の整備に関すること

③虐待防止の為の職員研修の内容に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

3. 職員研修について

（1）事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を開催する。

①年間研修計画に基づく、定期的な研修（年 2 回）の実施。

②新任採用：採用時開催

③その他、必要な研修や教育の実施。

④研修開催時に、参加者氏名や内容について記録を残す。

4. 虐待が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合に次のとおり対応する。

（1）利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けたときは、本指針に基づき、適切に対応する。

（2）虐待が発生した場合（「疑い」含む）には、速やかに市町村に通報し、市町村の行う事実確認に協力する。

（3）職員による虐待が判明した場合は、担当者に報告をし、厳正に対処する。

（4）虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制について

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施する為、次の通り対応するものとする。

（1）職員が他の職員による虐待を発見した場合（「疑い」含む）には、管理者へ速やかに報告

する。虐待者が管理者本人だった場合は、担当者（施設長）へ報告する。
（2）管理者・担当者は、報告等により虐待の事実を把握した場合は、受付記録を作成し、速やかに市町村へ通報、市町村の行う事実確認に協力する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
（3）管理者・担当者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
（4）事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

6. 成年後見制度の利用支援について

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口に適切につながるよう支援に努める。

7. 苦情解決方法について

事業所は、苦情受付担当者を設置し、解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合は、相談を受け付け、担当者（施設長）と連携出来るよう次のとおり対応する。
（1）苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、担当者（施設長）に報告する。
（2）苦情受付担当者は、担当者（施設長）に報告し、情報共有する。その後の対応は、担当者が行なう。
（3）管理者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

8. 利用者等に対する指針の閲覧について

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。

附則

この指針は、令和６年４月１日から施行する。
この指針は、令和８年３月１日から施行する。